



### 理容師法

(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十四号)

第一条の二 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

○2 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。

○3 この法律で、理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

### 美容師法

(昭和三十二年六月三日法律第百六十三号)

(定義)

第二条 この法律で「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

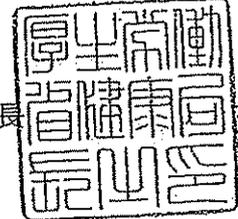
(無免許営業の禁止)

第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

健発第0229004号  
平成20年2月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の  
一部を改正する省令等の施行について

今般、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成20年2月29日厚生労働省令第21号）、理容師法第14条の3の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成20年2月29日厚生労働省令第22号）、美容師法第16条の2の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成20年2月29日厚生労働省令第23号）、理容師養成施設における中学校卒業業者等に対する講習の基準等（平成20年2月29日厚生労働省告示第41号）、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第42号）、聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設の指定の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第43号）、矯正施設における理容師養成施設の指定の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第44号）、理容師養成施設の教科課程の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第45号）、美容師養成施設における中学校卒業業者等に対する講習の基準等（平成20年2月29日厚生労働省告示第46号）、美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第47号）、聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第48号）、矯正施設における美容師養成施設の指定の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第49号）及び美容師養成施設の教科課程の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第50号）が公布され、それぞれ平成20年4月1日より施行されることとされたところである。

貴職におかれては、下記の改正等の趣旨及び内容を十分御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に当たりよろしく取り図られたい。

記

第1 改正等の趣旨

平成7年の理容師法及び美容師法の一部改正（平成10年から施行）を踏まえた新たな理容師養成施設及び美容師養成施設に関する制度が整備されてから概ね10年が経過し、養成施設の教育内容を時代に即したものに改める必要が生じていること、養成施設の適正な運営及び指導監督を確保する上で見直しを検討すべき点が生じていることなどから、平成19年6月に「理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会」が設置され、同年11月に今後の対応などを盛り込んだ同検討会の報告書が取りまとめられたところである。

この報告書を踏まえ、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部の改正等を行うものであること。

## 第2 改正等の内容

### 1 理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令関係

- (1) 理容師養成施設及び美容師養成施設の指定の申請の記載事項に、卒業認定の基準を追加したこと。
- (2) 理容師養成施設及び美容師養成施設のカリキュラムを原則として時間制から単位制に改めることに伴い、所要の規定の整備を行ったこと。
- (3) 理容師養成施設及び美容師養成施設の教員資格の一部を改めたこと。
- (4) 同時に授業を行う1学級の生徒数を40人以下に改めたこと。
- (5) 理容師養成施設及び美容師養成施設に対する消毒室の設置の義務付けを廃止したこと。
- (6) 理容師養成施設及び美容師養成施設が生徒の定員を増加しようとするとき又は校舎の各室の用途等を変更しようとするときは、厚生労働大臣の事前の承認を要するよう改めたこと。
- (7) 理容師養成施設及び美容師養成施設の廃止等の申請の記載事項に、廃止の理由、廃止の予定年月日、入所中の生徒の処置等を追加したこと。
- (8) 理容師養成施設及び美容師養成施設が生徒の定員や授業料等の変更をする場合の届出先を都道府県知事から厚生労働大臣に改めたこと。
- (9) 理容師養成施設及び美容師養成施設の指定の取消しの要件として、卒業の認定の基準が適当でないこと及び定員を超えて生徒を入所させていることを追加したこと。
- (10) その他所要の改正を行ったこと。
- (11) 経過措置

#### ア 理容師養成施設関係

- (ア) この省令の施行の日前になされたこの省令による改正前の理容師養成施設指定規則（以下「旧理容規則」という。）第3条第1項の規定に基づく申請又は第6条第2項の規定に基づく申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）については、この省令による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）第3条第1項第9号の2及び第4条第1項第1号りの規定は適用しないこと。
- (イ) この省令の施行の際現に旧理容規則第4条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき関係法規・制度、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の教員として勤務していた者は、新理容規則第4条第1項

第1号ト及び別表第3の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができること。

- (ウ) この省令の施行の日の前日において理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定による指定を受けていた理容師養成施設（以下「既存理容師養成施設」という。）、旧理容規則第3条第1項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第3条第3項の規定による指定を受けた理容師養成施設及び旧理容規則第6条第2項の規定に基づき申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）を提出しこの省令の施行後に新理容規則第6条第1項の規定による承認を受けた理容師養成施設については、平成21年3月31日までの間は、新理容規則第4条第1項第1号りの規定は適用しないこと。
- (エ) 既存理容師養成施設、旧理容規則第3条第1項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に理容師法第3条第3項の規定による指定を受けた理容師養成施設又は旧理容規則第6条第2項の規定に基づき申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）を提出しこの省令の施行後に新理容規則第6条第1項の規定による承認を受けた理容師養成施設の設立者は、平成21年3月31日までに同規則第3条第1項第9号の2に規定する卒業認定の基準を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならないこと。
- (オ) 既存理容師養成施設の設立者は、平成20年5月31日までに新理容規則第3条第1項第12号の規定に基づく校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図について変更しようとするときは、同規則第6条第1項の規定にかかわらず、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。
- (カ) この省令の施行の際現に旧理容規則第6条第1項の規定に基づく申請（生徒の定員を減ずる場合に限る。）を行っている者は、新理容規則第8条第2項の規定による届出を行った者とみなすこと。
- (キ) この省令の施行の前日になされた旧理容規則第6条第2項の規定に基づく申請（養成施設を廃止する場合に限る。）については、なお従前の例によること。

#### イ 美容師養成施設関係

- (ア) この省令の施行の前日になされたこの省令による改正前の美容師養成施設指定規則（以下「旧美容規則」という。）第2条第1項の規定に基づく申請又は第5条第2項の規定に基づく申請（新たに養成課程を設ける場合に限る。）については、この省令による改正後の美容師養成施設指定規則（以下「新美容規則」という。）第2条第1項第9号の2及び第3条第1項第1号りの規定は適用しないこと。
- (イ) この省令の施行の際現に旧美容規則第3条第1項第1号ト及び別表第3の規定に基づき関係法規・制度、美容の物理・化学、美容文化論又は美容運営管理の教員として勤務していた者は、新美容規則第3条第1項第1号ト及び別表第3の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができること。
- (ウ) この省令の施行の日の前日において美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定による指定を受けていた美容師養成施設（以下「既

存美容師養成施設」という。)、旧美容規則第2条第1項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に美容師法第4条第3項の規定による指定を受けた美容師養成施設及び旧美容規則第5条第2項の規定に基づき申請(新たに養成課程を設ける場合に限る。)を提出しこの省令の施行後に新美容規則第5条第1項の規定による承認を受けた美容師養成施設については、平成21年3月31日までの間は、新美容規則第3条第1項第1号の規定は適用しないこと。

(エ) 既存美容師養成施設、旧美容規則第2条第1項の規定に基づき申請を提出しこの省令の施行後に美容師法第4条第3項の規定による指定を受けた美容師養成施設又は旧美容規則第5条第2項の規定に基づき申請(新たに養成課程を設ける場合に限る。)を提出しこの省令の施行後に新美容規則第5条第1項の規定による承認を受けた美容師養成施設の設立者は、平成21年3月31日までに同規則第2条第1項第9号の2に規定する卒業認定の基準を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならないこと。

(オ) 既存美容師養成施設の設立者は、平成20年5月31日までに新美容規則第2条第1項第12号の規定に基づく校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図について変更しようとするときは、同規則第5条第1項の規定にかかわらず、その旨を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(カ) この省令の施行の際現に旧美容規則第5条第1項の規定に基づく申請(生徒の定員を減ずる場合に限る。)を行っている者は、新美容規則第7条第2項の規定による届出を行った者とみなすこと。

(キ) この省令の施行の日前になされた旧美容規則第5条第2項の規定に基づく申請(養成施設を廃止する場合に限る。)については、なお従前の例によること。

## 2. 地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令関係

(1) 理容師法第14条の3の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の内容

ア 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に規定する厚生労働大臣の権限(理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)に係るものに限る。)を地方厚生局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が当該権限(養成施設の指定の取消しに係るものに限る。)を自ら行うことを妨げないものとしたこと。

イ アに規定する権限を地方厚生支局長に委任するものとしたこと。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないものとしたこと。

(2) 美容師法第16条の2の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の内容

ア 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に規定する厚生労働大臣の権限(美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)に係るものに限る。)を地方厚生局長に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が当該権限(養成施設の指定の取消しに係るものに限る。)を自ら行うことを妨げないものとしたこと。

イ アに規定する権限を地方厚生支局長に委任するものとする。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないものとしたこと。

### 3 告示関係

#### (1) 理容師養成施設における中学校卒業等者の講習の基準等

ア 理容師養成施設においては、理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法第57条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業等」という。）であつて、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができることとしたこと。

イ 中学校卒業等に入所を認める理容師養成施設においては、学校教育法第90条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、当該養成施設における教科課程の学習を補助するための講習を実施しなければならないこととしたこと。

ウ 講習課程は現代社会、化学及び保健とし、その単位数は、それぞれ1単位以上とするよう定めることとしたこと。

エ 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、それぞれの講習課程の区分ごとの授業時間数は35時間以上とし、単位数に代えて適切な時間数を定めることとしたこと。

オ 理容師養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課程及び所定の単位数又は授業時間数を履修し、その成果が講習課程の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならないこととしたこと。

カ 美容師養成施設に入所し、「美容師養成施設における中学校卒業等に対する講習の基準等を定める件」に基づき当該養成施設が講習課程の修了を認定した者については、講習を免除することができることとしたこと。

キ 理容師養成施設は、個別の入所資格審査を行い、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、講習課程の区分ごとに、その課程の履修を免除し、又は時間を減ずることができることとしたこと。

#### (2) 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

ア 理容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる通信授業（添削指導を含む）及び理容師養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による面接授業の併用により行うこととしたこと。

イ 理容師養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行うこととしたこと。

ウ 通信授業における添削指導の回数は、必修課程の区分ごとに掲げる回数を満たすよう定め、選択必修課程については進度に応じて適当な回数を定めることとしたこと。

エ 理容師養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するた

め、適当な組織等を設けることとしたこと。

オ 面接授業は通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとし、その単位数は、教科課目の区分ごとに掲げる単位数を満たすよう定めることとしたこと。

カ 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、教科課目の区分ごとに掲げる時間数を満たすよう適切な時間数を定めるものとする事としたこと。

キ 面接授業の1回の日数は5日以上とし、1日の授業時間数は7時間以内とする事とともに、同時に授業を行う1学級の生徒数は40人以下とする事としたこと。

(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設の指定の基準

聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における理容師養成施設の指定については、理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号の規定する基準を適用することとしたこと。

ただし、入所資格、教員の数、同時に授業を行う1学級の生徒の数、普通教室の面積及び実習室の面積の規定の適用については、理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号の規定にかかわらず、次の基準によることができることとしたこと。

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを入所資格とすることとしたこと。

イ 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であることとしたこと。

ウ 同時に授業を行う1学級の生徒数は、15人以下とすることとしたこと。

エ 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であることとしたこと。

オ 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であることとしたこと。

(4) 矯正施設における理容師養成施設の指定の基準

法務省の所管にかかる矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）の経営する理容師養成施設の指定については、理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号に規定する基準を適用することとしたこと。

ただし、実習室の面積の適用については、理容師養成施設指定規則第4条第1項第1号の規定にかかわらず、同時に授業を行う1学級の生徒数が20人以上40人未満のものについては、実習室の面積が49.5平方メートル以上とすることができることとしたこと。

(5) 理容師養成施設の教科課程の基準

ア 理容師養成施設における教科課程は、理容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある理容師の養成にふさわしい内容にしなければならないこととしたこと。

イ 選択必修課目は、一般教養課目と専門教育課目のバランスに配慮しつつ、各理容師養成施設が設定することとし、その内容は、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならないこととしたこと。

- ウ 理容師養成施設は、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、理容師養成施設指定規則に定める単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めることとしたこと。
- エ 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあつては、それぞれの教科課目の区分ごとに定められる授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めることとしたこと。
- オ 選択必修課目について、一般教養課目は1課目につき1単位以上（授業時間数は1課目につき30時間以上）、専門教育課目は1課目につき2単位以上（授業時間数は1課目につき60時間以上）とすることとしたこと。

カ 美容師養成施設を卒業した者が履修する場合は、関係法規・制度、衛生管理、理容保健及び理容の物理・化学の教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができることとしたこと。

キ 他の理容師養成施設の選択必修課目若しくは専修学校等における授業課目の履修等のうち、理容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総単位数又は総授業時間数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができることとしたこと。

ク 生徒が理容師養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数又は授業時間数を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならないこととしたこと。

#### (6) 美容師養成施設における中学校卒業者等の講習の基準等

ア 美容師養成施設においては、美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号イの規定にかかわらず、学校教育法第57条に規定する者（理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第2項に規定する者を含む。以下「中学校卒業者等」という。）であつて、当該養成施設が実施する入所試験に合格した者を入所させることができることとしたこと。

イ 中学校卒業者等に入所を認める美容師養成施設においては、学校教育法第90条に規定する者に該当しない生徒（以下「講習対象生徒」という。）に対して、当該養成施設における教科課目の学習を補助するための講習を実施しなければならないこととしたこと。

ウ 講習課目は現代社会、化学及び保健とし、その単位数は、それぞれ1単位以上とするよう定めることとしたこと。

エ 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、それぞれの講習課目の区分ごとの授業時間数は35時間以上とし、単位数に代えて適切な時間数を定めることとしたこと。

オ 美容師養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の単位数又は授業時間数を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならないこととしたこと。

カ 理容師養成施設に入所し、「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等を定める件」に基づき当該養成施設が講習課程の修了を

認定した者については、講習を免除することができることとしたこと。

キ 美容師養成施設は、個別の入所資格審査を行い、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者については、講習課目の区分ごとに、その課目の履修を免除し、又は時間を減ずることができることとしたこと。

(7) 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準

ア 美容師養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる通信授業（添削指導を含む）及び美容師養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による面接授業の併用により行うこととしたこと。

イ 美容師養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行うこととしたこと。

ウ 通信授業における添削指導の回数は、必修課目の区分ごとに掲げる回数を満たすよう定め、選択必修課目については進度に応じて適当な回数を定めることとしたこと。

エ 美容師養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けることとしたこと。

オ 面接授業は通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとし、その単位数は、教科課目の区分ごとに掲げる単位数を満たすよう定めることとしたこと。

カ 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあつては、教科課目の区分ごとに掲げる時間数を満たすよう適切な時間数を定めるものとする事としたこと。

キ 面接授業の1回の日数は5日以上とし、1日の授業時間数は7時間以内とする事とともに、同時に授業を行う1学級の生徒数は40人以下とする事としたこと。

(8) 聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定の基準

聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定については、美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号の規定する基準を適用することとしたこと。

ただし、入所資格、教員の数、同時に授業を行う1学級の生徒の数、普通教室の面積及び実習室の面積の規定の適用については、美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次の基準によることとすることができることとしたこと。

ア 学校教育法第57条に規定する者であることを入所資格とすることとしたこと。

イ 教員の数は、5人以上であり、かつ、教員数の5分の2以上が専任であることとしたこと。

ウ 同時に授業を行う1学級の生徒数は、15人以下とすることとしたこと。

エ 普通教室の面積は、24.75平方メートル以上であることとしたこと。

オ 実習室の面積は、24.75平方メートル以上であることとしたこと。

(9) 矯正施設における美容師養成施設の指定の基準

法務省の所管にかかる矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）の経営する美容師養成施設の指定については、美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号に規定する基準を適用することとしたこと。

ただし、実習室の面積の適用については、美容師養成施設指定規則第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同時に授業を行う1学級の生徒数が20人以上40人未満のものについては、実習室の面積が49.5平方メートル以上とすることができることとしたこと。

(10) 美容師養成施設の教科課程の基準

ア 美容師養成施設における教科課程は、美容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある美容師の養成にふさわしい内容にしなければならないこととしたこと。

イ 選択必修課目は、一般教養課目と専門教育課目のバランスに配慮しつつ、各美容師養成施設が設定することとし、その内容は、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならないこととしたこと。

ウ 美容師養成施設は、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、美容師養成施設指定規則に定める単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めることとしたこと。

エ 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、それぞれの教科課目の区分ごとに定められる授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めることとしたこと。

オ 選択必修課目について、一般教養課目は1課目につき1単位以上（授業時間数は1課目につき30時間以上）、専門教育課目は1課目につき2単位以上（授業時間数は1課目につき60時間以上）とすることとしたこと。

カ 美容師養成施設を卒業した者が履修する場合は、関係法規・制度、衛生管理、美容保健及び美容の物理・化学の教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができることとしたこと。

キ 他の美容師養成施設の選択必修課目若しくは専修学校等における授業課目の履修等のうち、美容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総単位数又は総授業時間数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができることとしたこと。

ク 生徒が美容師養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数又は授業時間数を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならないこととしたこと。

## ゲーミング・カジノに関する現状と課題（現在の取組状況、問題点など）

## 1. カジノ導入に関する動向等

国の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自民党において、国際競争力のある観光の実現、雇用の創出、地域振興などを目的として、H18.6に「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定。H20.1には、超党派による議員立法により「カジノ・ゲーミング法案」（仮称）を提案する方針を決定。</li> <li>○ H20.2.12与党政策責任者会議で基本方針を公明党に提示。その後、民主党とも協議する予定であったが政局の変化により中断。</li> </ul>
道内の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 札幌市、釧路市、小樽市、千歳市、滝川市、夕張市の6つの民間団体と網走市議会が、カジノに関する調査・研究に取り組んでいる。</li> <li>○ 道内でのカジノ構想については、経済団体や民間シンクタンクなどから、これまでに7件の提案・提言されている。</li> <li>○ 道州制特区第2次提案募集において、カジノ設置に関し、道民から7件の提案があり、また、自民党道連から検討すべきと申入れされている。</li> <li>○ 自民党・道民会議において、「ゲーミング研究議員連盟」（ゲーミング・カジノに関する議連）を設立。（H20.3.13）</li> </ul>
道の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁内研究報告書（H18.3）を道内市町村に配布するとともに、経済団体等との意見交換（H18.19、計2回）を実施。</li> <li>○ 道内4地域の民間団体研究会に、オブザーバー参加及び講師派遣。</li> <li>○ 「カジノに関する情報交換会」を開催（H20.2.5）し、道内地域のカジノに関する民間等の研究団体及び、自治体、経済団体等18団体により、道内地域の取組状況や国の法整備の動向などについて、情報・意見交換を実施。</li> </ul>

## 2. カジノ導入の検討にあたっての課題

- カジノ導入に向けては、立地場所や運営形態、利用者の範囲などについて、市町村や関係団体、そして地域の住民の合意のもと、地域をあげた取組が重要。
- 導入をめぐる議論にあたっては、ギャンブル依存症など社会的コストの問題を含め、カジノ導入によるメリット・デメリットなどについて共通認識を持つことが必要。
- 現在、地域では民間団体等による調査・研究の動きがあるものの、地域の一部の議論にとどまっているのが現状。
- 今後、カジノ導入の検討を進めていく上で、道民世論の喚起と、関心の高い市町村等と連携を強化しながら立地場所や運営形態など、具体的な検討に向けた環境づくりが必要。

# ゲーミング（カジノ）に関する考察（概要版）

平成18年3月「ゲーミング（カジノ）研究会」

## 1 研究の主旨

北海道におけるカジノの導入可能性に関する研究のために、カジノについての一般的な整理及び北海道におけるカジノについての考察を実施。

## 2 カジノに関する一般的な考察

### (1) カジノの概要（日本における法的位置付け）

カジノは、刑法第185条、第186条の賭博行為に該当し禁止されており、カジノの開設や運営が認められるためには、特別立法などの法整備が必要

### (2) 海外カジノの施設設置に至る目的等（海外事例の分析）

#### ア 経済の活性化

- ・観光振興：観光施設の修復と再開発の中でカジノを導入
- ・経済的復興：地域経済の衰退による失業率の増加などを防ぐため、雇用創出を中心とした経済的復興を目的にカジノを導入

#### イ 税収の確保

#### ウ その他の導入目的（外貨獲得、違法カジノの排除）

### (3) カジノの類型

#### ア 設置・運営システムの類型

公設公営	設置主体、運営主体ともに公共である場合	オーストラリア、ドイツの一部
公設民営	設置主体は公共、運営主体は民間である場合	マカオ州(カザ)
民設民営	設置主体及び運営主体ともに民間の場合	ネバダ州(米)、仏、英

#### イ 施設のモデル

モデル	附 帯 施 設
カジノ・ハウス型	レストラン、バー、ショップ
カジノ・ホテル型	レストラン、バー、ショップ、ホテル客室
カジノ・コンプレックス型	カジノハウス(レストラン、バー、ショップ)、ホテル、シアター、劇場、ショッピングセンター、コンベンションホール 等

### (4) カジノに期待される効果と懸念事項

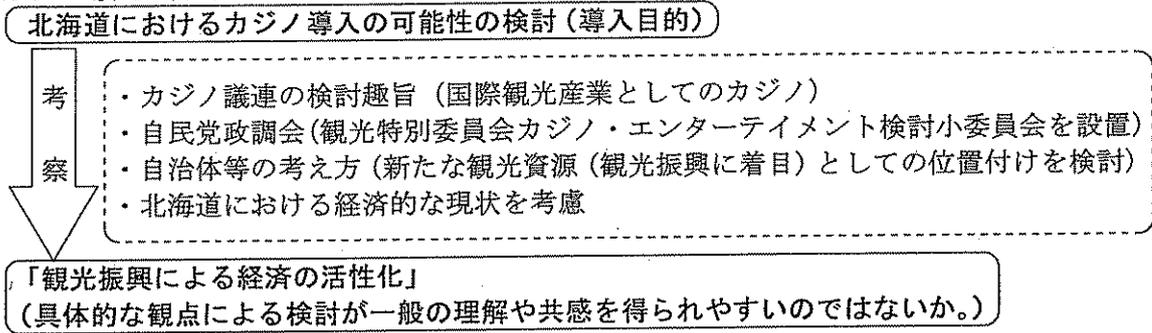
	【 効 果 】	【 懸 念 】
経 済	・経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・新たなエンターテインメント産業の創出	・経営不振に陥る懸念（地方公営競技・サッカーくじ売り上げの不振、カジノ開設・事業継続等にかかる多額のコストなど）
税 収 及 び 社会資本整備	・新たな財源の確保 （直接的効果・間接的効果）	・インフラ整備などによる社会的コストの発生
社会的問題 及 び 環 境 問 題	・違法・無法カジノの排除	・暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念
そ の 他	・低・未利用地の活用	・ギャンブル等は必要ないという意見 （既存ギャンブルや国民性の問題）

### (5) 意識調査

既存の意識調査結果は、賛否両論といわざるを得ないが、「わからない」などという意見も多く、カジノに関する知識や認識がないとも思われる。賛成理由は、「経済効果や税収の向上」を挙げる意見が多く、反対理由は、「治安の悪化」「青少年への悪影響」「ギャンブル依存症の増加」などの意見が多数を占めている。

### 3 北海道におけるカジノの考察

#### (1) カジノ導入の目的



#### (2) 北海道における導入可能なカジノの類型例

海外事例などから、北海道におけるカジノ導入を仮定すると、次のような7類型例が考えられるが、それぞれにメリットとデメリットが想定される。

##### ア 都市型

カジノ単体型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部にカジノ・ハウス又はカジノ・ホテルを設置</li> <li>・ 対象顧客：都市圏在住者や来訪者（観光客、ビジネス客）</li> <li>・ 施設規模：小・中規模施設を想定</li> </ul>
カジノ・コンプレックス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部に文化・娯楽の複合施設としてカジノ・コンプレックスを設置</li> <li>・ 対象顧客：都市圏在住者や来訪者（観光客、ビジネス客）</li> <li>・ 施設規模：大規模施設を想定</li> </ul>

##### イ リゾート新設型

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未利用の用地にラスベガスのようなカジノ・コンプレックスを設置</li> <li>・ 対象顧客：観光客又はビジネス客</li> <li>・ 施設規模：大規模施設を想定</li> </ul>
--

##### ウ 既存リゾート活用型

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の温泉地、行楽地などのリゾート地にカジノ・ハウス又はカジノ・ホテルを設置することによりカジノ・コンプレックスを形成</li> <li>・ 対象顧客：観光客</li> <li>・ 施設規模：小・中規模施設を想定</li> </ul>
--

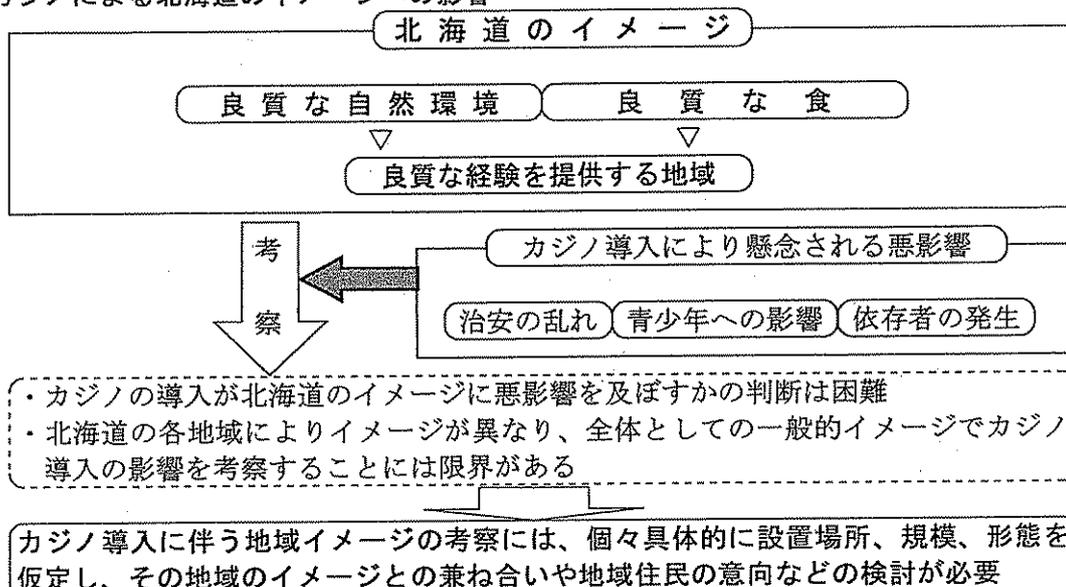
##### エ 公営競技施設併設型

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の公営競技場にカジノを併設</li> <li>・ 対象顧客：公営競技場来場者及び観光客</li> <li>・ 施設規模：競技施設内へのカジノハウスの併設、又は、施設隣接地へのカジノホテルの設置を想定（小・中規模施設を想定）</li> </ul>
---

##### オ 空港併設型

カジノ単体型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港内にカジノ・ハウス、又は、カジノホテルを併設（小・中規模施設）</li> <li>・ 対象顧客：空港利用者及び観光客</li> </ul>
カジノ・コンプレックス型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港の隣接地域にカジノコンプレックスを新設（大規模施設を想定）</li> <li>・ 対象顧客：空港利用者及び観光客</li> </ul>

(3) カジノによる北海道のイメージへの影響



(4) まとめ

- ・ カジノは、円滑な運営により、「経済効果（観光振興による経済活性化）」が予想されるが、常に「経営不振に係る懸念」が伴い、経営見通しや経済効果等の定量的な分析には、具体的な立地場所、規模、形態などの仮説を立て、集客力や施設建設・運営コスト等の検討が必要。
- ・ また、地元住民、道民から導入に関するコンセンサスを得るためには、犯罪増加、青少年への影響、ギャンブル依存症等の問題点や懸念事項に関する的確な措置が必要。
- ・ 導入の可能性があるカジノの類型は、定性的な分類整理をすると、立地と施設規模から概ね7種類に分類され、それぞれにメリットやデメリットが想定されるが、概括的、抽象的な検討にとどまる。
- ・ 北海道イメージへの悪影響に対する懸念は、立地場所の選定、施設の内容・規模等の配慮によりある程度は払拭が可能と思われるが、これも、地元住民などのコンセンサスが必要。
- ・ 特に、経済的な効果を検討するためには、それぞれの類型について、具体的な事例がなければ、カジノが北海道の経済にどれほどの経済波及効果を及ぼすかの判断は困難。

(5) 今後の検討の進め方

ア 市町村や経済界へのカジノに関する情報提供の必要性

市町村や経済界などが、導入の是非を検討するために必要な基本的事項を本報告書の一つの素材として情報の提供を図ることが必要。

イ 市町村や経済界との共同研究の必要性

- ・ 経済効果の期待もある反面、社会的問題や地域イメージへの影響などへの懸念もあり、地元意向や地域の盛り上がりなどが重要であり、地元の協力が不可欠であるとともに、カジノ事業は、民間事業者等の力量に委ねる部分も多いと想定されることから、民間事業者や経済関係団体などとの協力も不可欠。
- ・ 導入の可否の検討に当たっては、「経済効果」を中心とした定量的な分析や「地域イメージへの影響」等に関する詳細な検討が必要であり、今後、検討を進めるためには、カジノ設置に意欲（潜在的な意欲も含め）のある市町村や民間事業者・経済団体等と具体的な立地や施設規模を想定した共同研究を行うことが必要。（道が一方向的に設置地域を特定することは適切ではない）